

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 高齢介護課

不利益処分の内容	緊急通報装置の貸与の取消し
根拠法令等及び条項	栃木市緊急通報装置貸与事業実施要綱 第10条
根拠条項	栃木市緊急通報装置貸与事業実施要綱 第10条
参考事項	
設定等年月日	平成24年 3月14日設定 令和 5年 4月 1日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 貸与の取消し</p> <p>利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、貸与の決定を取り消すものとする。</p> <p>(1) 要綱第3条に定める対象者に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な手段により、緊急通報装置の貸与を受けたとき。</p> <p>(3) その他市長が貸与の必要がないと認めたとき。</p>
	<p>対象者（栃木市緊急通報装置貸与事業実施要綱第3条）</p> <p>市内に住所を有し、心臓、脳血管機能、運動機能等の疾患又は重度の障がいにより日常生活を営む上で常時注意が必要であると市長が認める在宅者で、次の各号のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) ひとり暮らしの高齢者</p> <p>(2) ひとり暮らしの重度身体障がい者等で、市長が認めるもの</p> <p>(3) 同居者が重度身体障がい者等であるため、緊急時に通報することが困難であると市長が認める者</p>